

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 29 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 （ 発 注 課 ）	令和 8 年度 中佐都保育園耐震改修工事 （ 福祉部 こども政策課 ）
工 事 場 所	佐久市塚原 7 8 7 - 1
工 事 概 要	中佐都保育園耐震改修工事一式 遊戯室耐震改修工事 ・屋根水平プレースの構造補強 上記に伴う付帯工事一式 ほか
工 期	契約日から令和 9 年 2 月 26 日まで
備 考	・佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。))に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・ 建築一式工事の登録があり、その等級格付が A ・ B ・ C ・ D 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・ 建築工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・ 配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・ その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・ 本店が佐久市内にあり、かつ有資格者名簿の地区情報において市北部地区（浅間・東・浅科・望月）として登録されていること。
(5) その他	・ 建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・ 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年7月29日（水）から 入札日 まで	・ 入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課 (本庁4階)
入札参加申請受付	令和8年7月29日（水）から 令和8年8月3日（月）まで (最終日は電子入札システムが稼働している時間まで)	・ 電子入札システムにより提出のこと。 ・ 添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書 (様式第1号)」とする。
設計図書等 の入札手続	令和8年7月29日（水）から 入札日 まで	・ 入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問 受付	令和8年7月30日（木）から 令和8年8月4日（火）まで (午前8時30分から 午後5時15分まで)	・ 質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。 ・ 発注課（福祉部 こども政策課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年8月6日（木）以降	・ 発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年8月7日（金） 午前8時30分から 令和8年8月18日（火） 午後5時まで	・ 電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札書の提出期限	令和8年8月20日（木） 午後3時まで	・ 電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年8月20日（木） 午前8時30分から	・ 佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等	・ 最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・ 失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・ 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・ 落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・ 審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・ 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・ 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
最低制限価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱(平成21年告示第97号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

7 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市福祉部こども政策課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3149（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 29 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 8 年度 東保育園耐震改修工事 (福祉部 こども政策課)
工 事 場 所	佐久市新子田 8 8 0 - 2
工 事 概 要	東保育園耐震改修工事一式 遊戯室耐震改修工事 ・屋根水平プレースの構造補強 上記に伴う付帯工事一式 ほか
工 期	契約日から令和 9 年 2 月 26 日まで
備 考	・佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。))に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・ 建築一式工事の登録があり、その等級格付が A ・ B ・ C ・ D 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・ 建築工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・ 配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・ その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・ 本店が佐久市内にあり、かつ有資格者名簿の地区情報において市北部地区（浅間・東・浅科・望月）として登録されていること。
(5) その他	・ 建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・ 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年7月29日（水）から 入札日 まで	・ 入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課 (本庁4階)
入札参加申請受付	令和8年7月29日（水）から 令和8年8月3日（月）まで (最終日は電子入札システムが稼働している時間まで)	・ 電子入札システムにより提出のこと。 ・ 添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書 (様式第1号)」とする。
設計図書等 の入札手続	令和8年7月29日（水）から 入札日 まで	・ 入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問受付	令和8年7月30日（木）から 令和8年8月4日（火）まで (午前8時30分から 午後5時15分まで)	・ 質問書様式は市ホームページからダウンロードすること (質問内容がわかるように具体的に記載すること)。 ・ 発注課（福祉部 こども政策課）へ持参又は 電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年8月6日（木）以降	・ 発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年8月7日（金） 午前8時30分から 令和8年8月18日（火） 午後5時まで	・ 電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札書の提出期限	令和8年8月20日（木） 午後3時まで	・ 電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年8月20日（木） 午前8時30分から	・ 佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等	・ 最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・ 失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・ 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・ 落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・ 審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・ 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・ 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧(様式第6号)」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
最低制限価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱(平成21年告示第97号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

7 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市福祉部こども政策課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3149（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 29 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 8 年度 泉保育園耐震改修工事 (福祉部 こども政策課)
工 事 場 所	佐久市三塚 3 0 0 - 2
工 事 概 要	泉保育園耐震改修工事一式 遊戯室及び渡り廊下耐震改修工事 ・ 壁ブレース、屋根ブレース、柱、梁の構造補強 ・ 外壁改修 上記に伴う付帯工事一式 ほか
工 期	契約日から令和 9 年 3 月 8 日まで
備 考	・ 佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。))に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている 業 種 ご と の 等 級 格 付	・ 建築一式工事の登録があり、その等級格付が A ・ B 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている 建 設 業 許 可 区 分	・ 建築工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配 置 技 術 者 の 資 格 等	・ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は 監理技術者を配置できること。 ・ 配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な 雇用関係があること。 ・ その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を 配置できること。
(4) 本 店 等 の 所 在 地	・ 本店が佐久市内にあること。
(5) そ の 他	・ 建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・ 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年7月29日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課 (本庁4階)
入 札 参 加 申 請 受 付	令和8年7月29日（水）から 令和8年8月3日（月）まで (最終日は電子入札システムが 稼働している時間まで)	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書 (様式第1号)」とする。
設 計 図 書 等 の 入 札 手 続	令和8年7月29日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質 問 受 付	令和8年7月30日（木）から 令和8年8月4日（火）まで (午前8時30分から 午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードす ること(質問内容がわかるように具体的に記載す ること)。 ・発注課(福祉部 こども政策課)へ持参又は 電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年8月6日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入 札 書 等 の 提 出 期 限	令和8年8月7日（金） 午前8時30分から 令和8年8月18日（火） 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札 書 の 提 出 期 限	令和8年8月20日（木） 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入 札 開 札 日 時 ・ 場 所	令和8年8月20日（木） 午前8時30分から	・佐久市役所 7階 702 会議室
落 札 者 の 決 定 等	・最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
最低制限価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱(平成21年告示第97号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

7 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市福祉部こども政策課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3149（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条及び佐久市電子入札実施要綱（平成28年告示第20号）第4条の規定により公告する。

令和8年7月29日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 （ 発 注 課 ）	令和8年度 高瀬保育園耐震改修工事 （ 福祉部 こども政策課 ）
工 事 場 所	佐久市鳴瀬1371
工 事 概 要	高瀬保育園耐震改修工事一式 保育室耐震改修工事 ・屋根鉄骨の構造補強 遊戯室耐震改修工事 ・既存柱増打ち補強 ・既存基礎フーチング補強 ・壁補強 上記に伴う付帯工事一式 ほか
工 期	契約日から令和9年3月8日まで
備 考	・佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。))に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・ 建築一式工事の登録があり、その等級格付がA・B級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・ 建築工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・ 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・ 配置技術者は、原則として入札参加申請日以前3か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・ その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・ 本店が佐久市内にあること。

(5) そ の 他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。
-----------	--

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和 8 年 7 月 29 日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁 4 階）
入 札 参 加 申 請 受 付	令和 8 年 7 月 29 日（水）から 令和 8 年 8 月 3 日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）」とする。
設 計 図 書 等 の 入 札 手 続	令和 8 年 7 月 29 日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質 問 受 付	令和 8 年 7 月 30 日（木）から 令和 8 年 8 月 4 日（火）まで （午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。 ・発注課（福祉部 こども政策課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和 8 年 8 月 6 日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入 札 書 等 の 提 出 期 限	令和 8 年 8 月 7 日（金） 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 8 月 18 日（火） 午後 5 時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札 書 の 提 出 期 限	令和 8 年 8 月 20 日（木） 午後 3 時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入 札 開 札 日 時 ・ 場 所	令和 8 年 8 月 20 日（木） 午前 8 時 30 分から	・佐久市役所 7 階 702 会議室
落 札 者 の 決 定 等	・最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者 1 人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して 2 日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧(様式第6号)」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
最低制限価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱(平成21年告示第97号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

7 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市福祉部こども政策課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3149（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 29 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象修繕

修 繕 名 （ 発 注 課 ）	令和 8 年度 佐久市立中込中学校パワーコンディショナ交換修繕 （ 学校教育部 教育施設課 ）
修 繕 箇 所	佐久市平賀 2 3 1 3
修 繕 概 要	パワーコンディショナ（5 台）交換修繕一式
履 行 期 間	契約日から令和 9 年 2 月 26 日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・電気工事の登録があり、その等級格付が A ・ B 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・電気工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・入札参加資格要件（1）において、等級格付が A 級の者は、本店が佐久市内にあること。また、B 級の者は、本店が佐久市内にあり、かつ有資格者名簿の地区情報において市南部地区（野沢・中込・臼田）として登録されていること。
(5) その他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年7月29日（水）から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁4階）
入札参加申請受付	令和8年7月29日（水）から 令和8年8月3日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号）」とする。
設計図書等の入札	令和8年7月29日（水）から 入札日まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	令和8年7月30日（木）から 令和8年8月4日（火）まで （午前8時30分から 午後5時15分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。 ・発注課（学校教育部 教育施設課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年8月6日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年8月7日（金） 午前8時30分から 令和8年8月18日（火） 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入札書の提出期限	令和8年8月20日（木） 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年8月20日（木） 午前8時30分から	・佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等	・予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認 申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
最低制限価格	適用なし
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	適用なし
中間前払金	適用なし
部分払金	適用なし
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 その他の事項

- 佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- 請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課（佐久市中込 3056） TEL. 0267－62－3084（直通）
修 繕 の 内 容	佐久市学校教育部教育施設課（佐久市中込 3056 南棟） TEL. 0267－62－3491（直通）

佐久市公告第173号

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）の規定による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条の規定により公告する。

令和8年7月29日

佐久市長 柳田 清二

1 入札対象業務

業 務 名 (発注課)	令和8年度 佐久市役所本庁舎 防火設備定期検査業務 (総務部総務課管財係)
業 務 場 所	佐久市中込3056番地
業 務 概 要	建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の規定に基づく 特定建築物の防火設備定期検査業務一式
履 行 期 間	契約締結日 から 令和9年2月19日まで

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項、又は佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第103条第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項第1号及び第4項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 佐久市建設工事等入札参加資格者名簿又は佐久市物品購入等入札（見積）参加登録者名簿に登録されており、かつ佐久市内に本店を有していること。
- (4) 一級建築士若しくは二級建築士又は防火設備検査員の資格を有する者が在籍し、選任できること。

要件(1)から(4)までの基準日は入札公告日から落札決定日までとする。

3 入札の日程等

入札手続き等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年7月29日（水）から 入札日まで	・市ホームページへ掲載 ・佐久市総務部総務課管財係 (本庁舎4階)

入札参加 申請受付	令和8年7月29日（水）から 令和8年8月5日（水）まで （最終日は午後5時15分まで）	・提出書類 ①「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号）」原本・副本各1部 ②「誓約書」1部 ③一級建築士及び二級建築士を選任する事業所にあつては、建築士法第5条第2項により交付された「免許証」の写し1部及びその建築士が在籍していることを証明できる書類等の写し1部 ④防火設備検査員を選任する事業所にあつては、国土交通大臣から交付を受けた「防火設備検査員資格者証」の写し1部及びその防火設備検査員が在籍していることを証明できる書類等の写し1部 ・佐久市総務部総務課管財係へ持参により提出のこと（郵送不可）。
設 図 書 等 の 入 手	令和8年7月29日（水）から 入札日まで	・市ホームページよりダウンロードすること。
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問 受	令和8年7月30日（木）から 令和8年8月4日（火）まで （最終日は午後5時15分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること。）。 ・佐久市総務部財政課管財係へ持参すること。
回 答 の 期 日	令和8年8月6日（木）以降	・総務課管財係より市ホームページにて回答する。
入 札 開 札 日時・場所	令和8年8月18日（火） 午前10時00分から（郵送不可）	・佐久市役所議会棟 第2委員会室
落 札 者 の 決 定 等	・予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しEメールにより連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（様式第4号）により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（閉庁日の場合はその翌日）以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求（様式第5号）により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。	

入札参加資格確認申請書提出について（落札候補者）	・提出書類は以下のとおりとする。 「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第2号）」 （提出場所）佐久市 総務部 総務課管財係（本庁舎4階） ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。
入札結果の公表	・佐久市企画部契約課において閲覧にて公表する。（契約日以降）

4 入札事項等

入 札 事 項	・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること（必要に応じ提出を求める場合もある。）。 ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札人者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入 札 保 証 金	・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。）
契 約 保 証 金	・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証 （ただし、佐久市財務規則第124条第2項に該当する場合は、契約保証金に代わる担保の提供とみなし、同条第3項に該当する場合は免除する。）
前 払 金	・なし
中 間 前 払 金	・なし
部 分 払 金	・なし
入 札 の 無 効	・佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）別記入札心得第8条の規定による。

5 その他の事項

- (1) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、参加のこと。
- (2) 請負者が下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を優先的に下請人とする事。

6 担当部課（問い合わせ先）

公告及び業務の内容	佐久市 総務部 総務課 管財係 長野県佐久市中込 3 0 5 6 番地 電話：0267-62-3038（直通） F A X：0267-63-1680 Eメール：kanzai@city.saku.nagano.jp
-----------	---

佐久市公告第174号

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）の規定による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条の規定により公告する。

令和8年7月29日

佐久市長 柳田 清二

1 入札対象業務

業 務 名 (発注課)	令和8年度 佐久市役所本庁舎 換気設備定期検査業務 (総務部総務課管財係)
業 務 場 所	佐久市中込3056番地
業 務 概 要	建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の規定に基づく 特定建築設備定期検査業務一式
履 行 期 間	契約締結日 から 令和9年1月15日まで

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項、又は佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第103条第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項第1号及び第4項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 佐久市建設工事等入札参加資格者名簿又は佐久市物品購入等入札（見積）参加登録者名簿に登録されており、かつ佐久市内に本店を有していること。
- (4) 一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備検査員の資格を有する者が在籍し、選任できること。

要件(1)から(4)までの基準日は入札公告日から落札決定日までとする。

3 入札の日程等

入札手続き等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年7月29日（水）から 入札日まで	・市ホームページへ掲載 ・佐久市総務部総務課管財係 (本庁舎4階)

入札参加 申請受付	令和8年7月29日（水）から 令和8年8月5日（水）まで （最終日は午後5時15分まで）	・提出書類 ①「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号）」原本・副本各1部 ②「誓約書」1部 ③一級建築士及び二級建築士を選任する事業所にあつては、建築士法第5条第2項により交付された「免許証」の写し1部及びその建築士が在籍していることを証明できる書類等の写し1部 ④防火設備検査員を選任する事業所にあつては、国土交通大臣から交付を受けた「建築設備検査員資格者証」の写し1部及びその建築設備検査員が在籍していることを証明できる書類等の写し1部 ・佐久市総務部総務課管財係へ持参により提出のこと（郵送不可）。
設 図 書 等 の 入 手	令和8年7月29日（水）から 入札日まで	・市ホームページよりダウンロードすること。
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問 受 付	令和8年7月30日（木）から 令和8年8月4日（火）まで （最終日は午後5時15分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること。）。 ・佐久市総務部総務課管財係へ持参すること。
回 答 の 期 日	令和8年8月6日（木）以降	・総務課管財係より市ホームページにて回答する。
入 札 開 札 日時・場所	令和8年8月18日（火） 午前10時30分から（郵送不可）	・佐久市役所議会棟 第2委員会室
落 札 者 の 決 定 等	・予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しEメールにより連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（様式第4号）により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（閉庁日の場合はその翌日）以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求（様式第5号）により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。	

入札参加資格確認申請書提出について（落札候補者）	・提出書類は以下のとおりとする。 「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第2号）」 （提出場所）佐久市 総務部 総務課管財係（本庁舎4階） ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。
入札結果の公表	・佐久市企画部契約課において閲覧にて公表する。（契約日以降）

4 入札事項等

入 札 事 項	・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること（必要に応じ提出を求める場合もある。）。 ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札人者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入 札 保 証 金	・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。）
契 約 保 証 金	・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証 （ただし、佐久市財務規則第124条第2項に該当する場合は、契約保証金に代わる担保の提供とみなし、同条第3項に該当する場合は免除する。）
前 払 金	・なし
中 間 前 払 金	・なし
部 分 払 金	・なし
入 札 の 無 効	・佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）別記入札心得第8条の規定による。

5 その他の事項

- (1) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、参加のこと。
- (2) 請負者が下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を優先的に下請人とする事。

6 担当部課（問い合わせ先）

公告及び業務の内容	佐久市 総務部 総務課 管財係 長野県佐久市中込 3 0 5 6 番地 電話：0267-62-3038（直通） F A X：0267-63-1680 Eメール：kanzai@city.saku.nagano.jp
-----------	---

佐久市公告第 175 号

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）の規定による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条の規定により公告する。

令和8年7月29日

佐久市長 柳田 清二

1 入札対象業務

業 務 名 (発注課)	令和8年度 佐久市役所本庁舎 特定建築物定期調査業務 (総務部総務課管財係)
業 務 場 所	佐久市中込3056番地
業 務 概 要	建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の規定に基づく 特定建築物定期調査業務一式
履 行 期 間	契約締結日 から 令和9年1月15日まで

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項、又は佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第103条第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項第1号及び第4項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 佐久市建設工事等入札参加資格者名簿又は佐久市物品購入等入札(見積)参加登録者名簿に登録されており、かつ佐久市内に本店を有していること。
- (4) 一級建築士若しくは二級建築士又は特定建築物調査員の資格を有する者が在籍し、選任できること。

要件(1)から(4)までの基準日は入札公告日から落札決定日までとする。

3 入札の日程等

入札手続き等	期間・期日等	場所・留意事項等
設 計 図 書 等 の 閲 覧	令和8年7月29日（水）から 入札日まで	・ 市ホームページへ掲載 ・ 佐久市総務部総務課管財係 (本庁舎4階)

入札参加 申請受付	令和8年7月29日（水）から 令和8年8月5日（水）まで （最終日は午後5時15分まで）	・提出書類 ①「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号）」原本・副本各1部 ②「誓約書」1部 ③一級建築士及び二級建築士を選任する事業所にあつては、建築士法第5条第2項により交付された「免許証」の写し1部及びその建築士が在籍していることを証明できる書類等の写し1部 ④防火設備検査員を選任する事業所にあつては、国土交通大臣から交付を受けた「特定建築物調査員資格者証」の写し1部及びその特定建築物調査員が在籍していることを証明できる書類等の写し1部 ・佐久市総務部総務課管財係へ持参により提出のこと（郵送不可）。
設 図 書 等 の 入 手	令和8年7月29日（水）から 入札日まで	・市ホームページよりダウンロードすること。
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問 受 付	令和8年7月30日（木）から 令和8年8月4日（火）まで （最終日は午後5時15分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること。）。 ・佐久市総務部総務課管財係へ持参すること。
回 答 の 期 日	令和8年8月6日（木）以降	・総務課管財係より市ホームページにて回答する。
入 札 開 札 日時・場所	令和8年8月18日（火） 午前11時00分から（郵送不可）	・佐久市役所議会棟 第2委員会室
落 札 者 の 決 定 等	・予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しEメールにより連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（様式第4号）により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（閉庁日の場合はその翌日）以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求（様式第5号）により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。	

入札参加資格確認申請書提出について（落札候補者）	・提出書類は以下のとおりとする。 「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第2号）」 （提出場所）佐久市 総務部 総務課管財係（本庁舎4階） ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。
入札結果の公表	・佐久市企画部契約課において閲覧にて公表する。（契約日以降）

4 入札事項等

入札事項	・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること（必要に応じ提出を求める場合もある。）。 ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札人者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入札保証金	・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。）
契約保証金	・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証 （ただし、佐久市財務規則第124条第2項に該当する場合は、契約保証金に代わる担保の提供とみなし、同条第3項に該当する場合は免除する。）
前払金	・なし
中間前払金	・なし
部分払金	・なし
入札の無効	・佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）別記入札心得第8条の規定による。

5 その他の事項

- (1) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、参加のこと。
- (2) 請負者が下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を優先的に下請人とすること。

6 担当部課（問い合わせ先）

公告及び業務の内容	佐久市 総務部 総務課 管財係 長野県佐久市中込 3 0 5 6 番地 電話：0267-62-3038（直通） F A X：0267-63-1680 Eメール：kanzai@city.saku.nagano.jp
-----------	---

佐久市公告第 176 号

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）の規定による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条の規定により公告する。

令和8年7月29日

佐久市長 柳田 清二

1 入札対象業務

業 務 名 (発注課)	令和8年度 佐久市役所本庁舎機密文書溶解処理業務 (総務部総務課管財係)
業 務 場 所	佐久市中込3056番地
業 務 概 要	業務箇所より排出する機密文書の「積込・運搬」及び「溶解処理」一式
履 行 期 間	契約締結日 から 令和9年3月31日まで

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項、又は佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第103条第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項第1号及び第4項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 佐久市建設工事等入札参加資格者名簿又は佐久市物品購入等入札(見積)参加登録者名簿において、「13 その他の業務」のうち「03 廃棄物運搬処理」に登録がある者であること。
- (4) 機密文書を無選別・未開封の状態で即日処理（積込、運搬及び溶解処理）が行えるものであること。

要件(1)から(4)までの基準日は入札公告日から落札決定日までとする。

3 入札の日程等

入札手続き等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年7月29日（水）から 入札日まで	・市ホームページへ掲載 ・佐久市総務部総務課管財係

		(本庁舎 4 階)
入 札 参 加 申 請 受 付	令和 8 年 7 月 2 9 日 (水) から 令和 8 年 8 月 5 日 (水) まで (最終日は午後 5 時 1 5 分まで)	・提出書類 ①「事後審査型一般競争入札参加申請書 (様式第 1 号)」原本・副本各 1 部 ②「誓約書」1 部 ・佐久市総務部総務課管財係へ持参により提出のこと。(郵送可) (令和 8 年 8 月 5 日 (水) 午後 5 時 1 5 分必着)
設 図 書 等 の 入 手	令和 8 年 7 月 2 9 日 (水) から 入札日まで	・市ホームページよりダウンロードすること。
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問 受	令和 8 年 7 月 3 0 日 (木) から 令和 8 年 8 月 4 日 (火) まで (最終日は午後 5 時 1 5 分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること (質問内容がわかるように具体的に記載すること。) ・佐久市総務部総務課管財係へ持参すること。(郵送可)
回 答 の 期 日	令和 8 年 8 月 6 日 (木) 以降	・総務課管財係より市ホームページにて回答する。
入 札 開 札 日 時 ・ 場 所	令和 8 年 8 月 1 8 日 (火) 午前 1 1 時 3 0 分から (郵送不可)	・佐久市役所議会棟 第 2 委員会室
落 札 者 の 決 定 等	・予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日 (閉庁日の場合はその翌日) に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者 1 人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して 2 日 (閉庁日の場合はその翌日) 以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し E メールにより連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書 (様式第 4 号) により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 1 0 日 (閉庁日の場合はその翌日) 以内に、市に対して競争入札参加資格がないと	

	された理由説明請求（様式第5号）により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。
入札参加資格確認申請書提出について（落札候補者）	・提出書類は以下のとおりとする。 「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第2号）」 （提出場所）佐久市 総務部 総務課管財係（本庁舎4階） ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。
入札結果の公表	・佐久市企画部契約課において閲覧にて公表する。（契約日以降）

4 入札事項等

入 札 事 項	・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること（必要に応じ提出を求める場合もある。）。 ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札人者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし

入 札 保 証 金	・ 免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の 100分の5の納付を要する。)
契 約 保 証 金	・ 契約請負代金額の10分の1の金銭的保証 (ただし、佐久市財務規則第124条第2項に該当する場合は、契 約保証金に代わる担保の提供とみなし、同条第3項に該当する場 合は免除する。)
前 払 金	・ なし
中 間 前 払 金	・ なし
部 分 払 金	・ なし
入 札 の 無 効	・ 佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成 17年訓令第54号）別記入札心得第8条の規定による。

5 その他の事項

- (1) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、参加のこと。
- (2) 請負者が下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を優先的に下請人とする。

6 担当部課（問い合わせ先）

公告及び業務の内容	佐久市 総務部 総務課 管財係 長野県佐久市中込3056番地 電話：0267-62-3038（直通） F A X：0267-63-1680 Eメール：kanzai@city.saku.nagano.jp
-----------	--

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱(平成20年告示第68号)による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則(平成17年規則第39号)第105条の規定により公告する。

令和8年7月29日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象業務

業 務 名 (発 注 課)	令和8年度 自動車騒音常時監視に係る騒音調査及び面的評価業務 (環境部環境政策課)
業 務 場 所	佐久軽井沢線他
業 務 概 要	自動車騒音常時監視に係る騒音調査及び面的評価業務
履 行 期 間	契約日から令和9年2月26日まで

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を入札公告日から落札決定日まで全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は佐久市財務規則第103条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項第1号及び第4項の規定に該当していないこと。
- (3) 佐久市物品購入等入札(見積)参加登録者名簿の「その他業務1・17 検査測定業務」に登録がある、長野県内に本店又は支店・営業所等を有する業者。
- (4) 長野県計量検定所の計量証明事業者(事業区分:音圧レベル)の登録を受けていること。
- (5) 国又は地方公共団体が発注する自動車騒音常時監視に係る騒音調査及び面的評価業務の履行実績(入札公告日現在において完了しているもの(過去6年間)に限る。)を有すること。
- (6) 現場責任者は、計量法施行規則(平成5年省令第69号)第50条に掲げる環境計量士(騒音・振動)の資格を有する者を配置できること。

3 入札の日程等

入札手続き等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年7月29日(水)から入札日まで	・市ホームページへの掲載、佐久市環境部環境政策課(本庁3階)
入札参加申請受付	令和8年7月29日(水)から令和8年8月 5日(水)まで (最終日は午後5時15分まで)	・提出書類は、「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号)」原本・副本各1部、「誓約書」1部とする。 ・佐久市環境部環境政策課(本庁3階)へ持参により提出のこと。
設計図書等の入手	令和8年7月29日(水)から入札日まで	・市ホームページよりダウンロードすること。

設計図書に関する質問受付	令和8年7月29日(水)から 令和8年8月 5日(水)まで (最終日は午後5時15分まで)	・質問書様式は、市ホームページよりダウンロードすること (質問内容がわかるよう具体的に記載すること。) ・佐久市環境部環境政策課へ持参又はメールにより提出 すること(郵送不可)。
質問回答の期日・方法	令和8年8月 6日(木)以降	・佐久市環境部環境政策課より市ホームページにて回答 する。
入札開札日時・場所	令和8年8月20日(木) 午後 2時00分から (郵送不可)	・佐久市役所 7階702会議室
落札者の決定等	・予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は、入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌開庁日)に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格要件を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌開庁日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電子メールの方法により連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書(様式第4号)により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(閉庁時の場合はその翌開庁日)以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書(様式第5号)により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。	
入札参加資格確認申請書提出について(落札候補者)	・提出書類は、「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」、「業務実績表」(業務実績を証明できる契約書、業務内容及び業務完了が確認できる書類の写しを添付)、「計量証明事業(音圧レベル)の登録を証する書類」、「環境計量士(騒音・振動)資格を証する書類」、「環境計量士(騒音・振動)の雇用関係を証する書類」とする。 ・落札候補者として決定された日の翌日(閉庁時の場合はその翌開庁日)までに提出すること。なお、持参又は郵送により提出するものとし、郵送の場合は必着とする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないとき、当該入札者の行った入札は、無効とする。 提出場所: 佐久市環境部環境政策課(佐久市役所3階)	
入札結果の公表	・佐久市企画部契約課において閲覧にて公表する(契約日以降)。	

4 入札事項等

入札事項	・入札回数は、2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は、2回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること。なお、全ての応札人は、本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入札保証金	・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	・契約請負金額の10分の1の金銭的保証
前払金	・適用なし

中間前払金	・適用なし
部分払金	・適用あり(佐久市財務規則第138条の規定による。)

5 その他の事項

- ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)の入札の心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は、下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

6 担当部課(問合せ先)

公告及び業務の内容	佐久市 環境部環境政策課 (長野県佐久市中込3056) TEL 0267-62-2917 (直通) FAX 0267-62-2289 Eメール kankyoseisaku@city.saku.nagano.jp
-----------	--

令和8年度

自動車騒音常時監視に係る騒音調査及び面的評価業務

仕様書

佐久市

環境部 環境政策課

I 一般事項

1 目 的

騒音規制法第 18 条第 1 項に基づき、佐久市内における主要幹線道路を対象とし、自動車騒音の常時監視を実施する。また、自動車騒音常時監視報告書及び環境省への報告を作成する。なお、環境省環境管理局自動車環境対策課が配布する面的評価システムを用いて、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 27 年 10 月 30 日付環水大大第 1510301 号、環水大自第 1510301 号 環境省水・大気環境局長通知、以下「評価マニュアル」という。）及び「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成 23 年 9 月 14 日付環水大自発第 110914001 号 環境省水・大気環境局長通知）に沿った評価対象路線の環境基準の達成状況の把握を行い、今後の総合的な道路環境の各種施策への反映を図る資料とする。

2 履行期限

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日まで

3 業務内容

受託者は、佐久市の指示に基づき、Ⅱ特記事項の内容を行う。

4 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づいて行うものとする。

- （1）環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）
- （2）騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）
- （3）騒音に係る環境基準（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）
- （4）騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成 23 年 9 月 14 日付け環水大自発第 110914001 号）
- （5）騒音に係る環境基準の評価マニュアル（平成 27 年 10 月 30 日付環水大大第 1510301 号、環水大自第 1510301 号 環境省水・大気環境局長通知）
- （6）その他関係法令等

5 貸与資料など

本業務遂行に当たり、準備すべき資料と市が受託者に貸与する資料は次のとおりとする。

- （1）令和 3 年度道路交通センサスデータ*1
- （2）住宅地図（Zmap-TOWNⅡ）（株式会社ゼンリン）
- （3）都市計画用途地図
- （4）環境基準類型指定地域図若しくは環境基準類型指定が確認できる資料

- (5) 環境省 面的評価支援システム（システム用データ、操作マニュアル含む）*1
 - (6) (株) KERNEL GIS エンジン (ActiveMap for.NET) *1
 - (7) 国土地理院 数値地図 25000（空間データ基盤）*1
 - (8) その他業務遂行上必要と認められる資料
- ※1 (1)、(5)、(6)、(7) については、受託者が準備する。

<貸与品の注意事項>

佐久市に許諾されている Zmap-TOWNII の第三者の使用に係る許諾については株式会社ゼンリンが定める以下の事項を厳守すること。

地図の種類・利用範囲：Zmap-TOWN（佐久市）

利用目的：面的評価支援システム

利用形態：GIS エンジン「面的評価システム（環境省）版」
「ActiveMap for.NET」（株式会社カーネル）

- ① 別途、株式会社ゼンリンから契約等において明示的に許諾されている場合を除き、上記記載事項の範囲を超えて、株式会社ゼンリンの地図の一部でも複製・転機・抽出・加工・改変・翻案・送信・その他の利用をしないこと。
- ② 佐久市を除き、有償無償を問わず、また、譲渡・使用許諾・送信・その他の方法の如何を問わず、株式会社ゼンリンの地図（形態の如何を問わず、その全部または一部の複製物・出力物・抽出物・その他の利用を含む）を第三者に使用させないこと。
- ③ 株式会社ゼンリンの書面による事前承諾がない限り、株式会社ゼンリンの地図の内容に修正、追加その他の改変を加えないこと。
- ④ 利用する株式会社ゼンリンの地図が電子地図商品である場合、当該商品に記録されたデータの如何を問わず解析しないこと。
- ⑤ 株式会社ゼンリンの指定する利用料金を株式会社ゼンリンの指定する方法で株式会社ゼンリンに支払うこと。
- ⑥ 地図の誤字・脱字・地形・道路の位置ずれ、家・敷地の大きさの誤り等、標記上、何らかのトラブル、損害が当方又は第三者に発生した場合であっても、株式会社ゼンリンは一切の責任を負わないことに同意すること。
- ⑦ その他、利用許諾の際に株式会社ゼンリンが特に定める事項。

6 成果品の帰属

本業務で得た成果品は、全て佐久市に帰属するものとし、市の許可を得ずに第三者に貸与及び公表してはならない。

7 現場責任者

受託者は、本業務における現場責任者を定め、市に届け出るものとする。

現場責任者は、本業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、市に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 現場責任者・現場代理人届
- (3) 工程表
- (4) 業務完了届
- (5) その他必要書類

9 打ち合わせ等

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、現場責任者は市と常に綿密な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、相互に確認しなければならない。
- (2) 現場責任者は、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに市と協議するものとする。

10 関係官庁への手続き等

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたっては、市が行う関係官庁等への手続きに協力するものとする。
- (2) 受託者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、又は協議を求められた場合は、誠意をもって対処し、その内容を議事録にまとめ、遅滞なく市に届け出なければならない。

11 土地への立ち入り

- (1) 受託者は、本業務を実施するため、国有地、公有地に立ち入る場合には、市と十分な協議を行い、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。
- (2) 受託者は、本業務を実施するため、他人の植物を伐採し、かき、さく等の除去、又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、本業務の概要を説明し、所有者又は管理者の承諾を得るようにするものとする。なお、受託者は立入に関する一切の責任を負うものとする。

12 成果品の提出

- (1) 受託者は、本業務が完了したときは、本仕様書に示す成果品を速やかに提出し、市の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、市の指示する場合には、履行期間中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

13 検査

- (1) 受託者は、業務完了報告書を提出する際には、契約図書に義務付けられた資料の整備をすべて完了し、市に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、市の立会いの下に、次の検査を受けるものとする。
 - ア 成果品の検査
 - イ 業務等管理状況の検査
- (3) 成果品等に欠陥が発見された場合、受託者は直ちに修補を行わなければならない。

14 契約変更

市は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 契約料に変更が生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 市と受託者が協議し、業務施行上必要があると認められる場合

15 一時中止

次の各号に該当する場合において、市は、受託者に必要と認める期間、業務の一部又は全部を一時中止させることができる。

- (1) 第三者の土地への立入許可が得られない場合
- (2) 関連する他の業務が遅れたため、業務の続行が不適當となった場合
- (3) 環境問題等の発生により、業務の続行が不適當又は不可能となった場合
- (4) 天災等により業務対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 安全確保上必要があると認めた場合

16 守秘義務

受託者は、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

17 その他

- (1) 調査等にあたっては、適切な危険防止の措置を講ずるとともに、近隣住民に迷惑とならないように十分配慮すること。
- (2) 受託者は、業務履行期間中に面的評価支援システム及び当該システムの稼働環境等の改定等があった場合は、市と協議の上、速やかに対応するものとする。
- (3) 受託者は、評価マニュアル及び自動車騒音常時監視報告（環境省水・大気環境局自動車環境対策課）の改定等があった場合に、上記に基づいて速やかに対応するものとする。
- (4) 受託者は、常時監視結果を環境省へ提出後、確認及び修正依頼があった場合は、市と協議の上、適切に対応するものとする。

Ⅱ 特記事項

1 業務概要

本業務は、「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準の通知（平成23年9月14日 環水大自発110914001号）」に基づき、佐久市が策定した実施計画（1期5年）により平成24年度から実施しているものであり、本年度は第3期の5年目にあたる。

市内を貫通する主要幹線道路の内、実施計画において定められた評価対象道路について、「面的評価システム」を利用し、面的評価を実施する。評価対象路線一覧を表1に示す。

表1 評価対象路線

番号	路線番号	調査単位 区間番号	路線名	区間延長(km)
1	9	40210	佐久軽井沢線	1.5
2	9	40220	佐久軽井沢線	2.4
3	9	40230	佐久軽井沢線	0.3
4	44	41510	下仁田浅科線	9.3
5	103	60020	上原猿久保線	6.8
合計				20.3

* 調査単位区間番号は、令和3年度交通量調査単位区間番号を示す

2 調査

(1) 道路調査及び沿道調査

本年度の評価対象路線について、道路構造条件・騒音対策状況・交通流条件、沿道の土地利用状況等を調査してとりまとめる。評価対象路線を道路構造条件・騒音対策状況・交通流条件等の状況により細分化し、評価区間を更新及び設定する。また、設定した評価区間ごとに代表的な道路横断情報を調査して整理する。

さらに、「Ⅱ特記事項4.(2)沿道設定」と併せて住宅地図より建築情報を取得し、詳細情報が取得できない集合建物については、建物調査を実施して補完するものとする。

(2) 騒音等調査

評価対象路線の内、市と協議の上設定した地点について、自動車騒音・交通量等を測定する。測定地点の選定は、受託者が面的評価を行う上で適切と思われる地点を選定するものとする。

① 騒音測定

☐ 道路近傍騒音レベル

当該道路の近傍に騒音計を設置して24観測時間 ($L_{Aeq,10min}$) について測定する。

測定的项目は以下のとおり。

—昼間等価騒音レベル ($L_{Aeq,16h}$)

—夜間等価騒音レベル ($L_{Aeq,8h}$)

—時間率騒音レベル ($L_{A5}, L_{A10}, L_{A50}, L_{A90}, L_{A95}$)

—最大値 (L_{Amax})

☐ 背後地騒音レベル

当該道路の背後地 (50m付近) に騒音計を設置して、道路近傍騒音及び交通量調査と同期して昼間・夜間の観測時間帯のうち各2観測時間で実測時間10分間について測定する。測定する項目は以下のとおり。

—昼間等価騒音レベル ($L_{Aeq,1h}$)

—夜間等価騒音レベル ($L_{Aeq,1h}$)

—時間率等価騒音レベル ($L_{A5}, L_{A10}, L_{A50}, L_{A90}, L_{A95}$)

—最大値 (L_{Amax})

② 交通量・平均走行速度測定

☐ 交通量測定

騒音測定と同一地点 (道路近傍) において、騒音調査と同期して昼間・夜間の観測時間帯のうち各2観測時間 (実測時間10分以上) 測定する。測定する項目は以下のとおり。

—昼間交通量 {上下別・車種別 (大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車)}

—夜間交通量 {上下別・車種別 (大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車)}

☐ 平均走行速度測定

騒音測定と同一地点 (道路近傍) において、騒音調査と同期して昼間・夜間の観測時間帯のうち各2観測時間測定する。測定する項目は以下のとおり。

—昼間平均走行速度 {上下別・車種別 (大型車、小型車)}

—夜間平均走行速度 {上下別・車種別 (大型車、小型車)}

3 初期設定

(1) 初期設定

面的評価支援システムを使用するため、以下の項目について初期設定を適切に実施する。

- ① 都道府県・市区町村コード
- ② GIS地図
- ③ 縮尺率
- ④ 画面表示
- ⑤ 基準年度

- ⑥ 評価基準
- ⑦ 評価対象路線
- ⑧ 都市計画用途地図
- ⑨ 環境基準類型指定地域ごとの残留騒音設定
- ⑩ 道路に面する地域
- ⑪ 距離帯
- ⑫ 建物階数高さ
- ⑬ 建物用途
- ⑭ 環境基準類型指定地域毎の残留騒音設定
- ⑮ 背後地騒音推計式
- ⑯ 騒音レベル等高線図
- ⑰ 評価区間状況
- ⑱ 街区状況
- ⑲ 建物状況
- ⑳ 環境GIS設定

4 要素設定

(1) 道路設定

- ① 道路平面線形要素の設定
評価対象となる道路平面線形オブジェクトを作成する。
オブジェクトに対し8種類までの道路の属性情報 {道路種別、道路名称 (路線名)、変更履歴等} を入力する。
- ② 標準断面の設定
道路横断面を作成し、情報を入力する。
作成した横断面に道路種別・道路構造等の道路情報を入力する。
- ③ 道路交通センサス区間設定
道路平面線形オブジェクトを区切りオブジェクトにより分割し、道路交通センサス線形オブジェクトを作成し、道路交通センサス情報を入力する。

(2) 沿道設定

- ① 市町村エリア設定
市町村エリアオブジェクトを作成し、市区町村エリア情報を入力する。
- ② 都市計画用途地域の設定
都市計画用途地域オブジェクトを作成する。
- ③ 環境基準類型指定地域の設定
都市計画用途のオブジェクトから環境基準類型指定オブジェクトを作成する。
- ④ 評価区間の設定

道路交通センサス線形オブジェクトを区切りオブジェクトにより分割し、評価区間情報 {評価区間番号・道路種別・道路名称 (路線名)・センサス番号・上下コード (上り・下り・その他)} を入力する。道路横断面を作成し、情報を入力する。

⑤ 道路端の設定

道路端のオブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

⑥ 道路に面する地域の設定

評価区間区切りを基に道路に面する地域オブジェクト (評価用・表示用) を作成し、評価区間情報と関連付ける。

⑦ 距離帯との設定

距離帯オブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

⑧ 近接空間の設定

近接空間オブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

⑨ 街区の設定

街区密度を確認しながら街区のオブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

⑩ 建物の設定

建物オブジェクトを作成し、建物情報 (番号・建物用途・構造) を入力する。
建物属性 (建物面積・戸数・階数・建物位置での距離帯・環境基準類が他指定地域等) を把握する。

なお、窓面位置についてはデフォルトの設定とする。また、住宅地図より、詳細情報が取得できない集合建物については、「Ⅱ特記事項2. (1)」で実施した建物調査データより、補完するものとする。

⑪ 立地密度

評価区間・街区の立地密度を計算する。

⑫ 印刷用メッシュ作成

地図印刷用メッシュ (スケール1/1500, 5000, 12500, 25000, 50000, 500000) を作成する。

⑬ 現地調査用データ作成

必要に応じて現地調査用の沿線条件の把握チェックシート・建物図を作成する。

(3) 騒音設定

① 騒音測定地点の設定

騒音測定地点を設定し、属性情報 (年度・騒音測定箇所番号・定点/準定点/例外的実測) を入力する。

道路横断面を作成し、情報を入力する。

- ② 騒音測定データの設定
騒音測定地点の測地データを入力する。

5 騒音推計

(1) 騒音推計前

- ① 騒音基準位置の設定
評価区間毎の上下別に基準点（オブジェクト）の位置を設定し、騒音測定データの選択、基準点高さを設定する。
- ② 騒音レベルの設定
評価区間ごとの上下別に基準点騒音レベル及び残留騒音レベルを設定する。
基準点騒音レベルは、原則、実測値がある場合はその値を、ない場合は市と協議の上、背後地騒音レベルの L_{A95} 、もしくは一般地域での実測値を設定するものとする。
- ③ 表示用レイヤ作成
評価区間オブジェクト単位ごとの表示用レイヤ（道路近傍騒音レベル、残留騒音レベル、騒音観測・非観測区分）を作成する。

(2) 騒音推計

- ① データチェック
オブジェクト・関係データ・帳票データの関連付けをチェック処理する。
- ② 沿道情報
入力した沿道情報（評価区間・街区・都市計画用途地域等）を画面上で確認する。
- ③ データ照査・諸元
入力したデータ（密度・発生源騒音強度分布・残留騒音分布）を画面上で確認する。
- ④ 推計
“ASJ RTN-Model 2008” 日本音響学会道路交通騒音予測モデルによる背後地建物の騒音推計を実施する。
 - a) 建物ごとの距離帯別騒音レベル推定

評価区間の道路近傍騒音レベルから、“ASJ RTN-Model 2008” 日本音響学会道路交通騒音予測モデル推定式に基づいた基準点位置からの相対的な距離減衰量及び建物群による減衰量を引き、残留騒音を合成化することにより、建物ごと対象灯籠からの距離帯別騒音レベルを推計する。

騒音減衰量の推計を行う基準点からの代表距離は、各距離帯の中に建物がほぼ均一に分布しているものと見なし、建物密度が密の場合に0,15,25,35,45mとし、疎の場合には5, 15,25,35,45mとする。

なお、独立（戸建て）住宅が複数の距離帯に属する場合は、道路に近い距離帯で代表させるものとし、また、集合住宅が3箇所以上の複数の距離帯に属する場合は、各距離帯について騒音レベルの推計を行うものとする。

b) 建物・近接/非近接空間、地域類型別騒音レベル別住居等戸数集計

評価区間毎に「建物ごとの距離帯別騒音レベル推定結果」と「建物ごとの距離帯別住居戸数」から、建物ごと及び地域類型別に、近接空間の各々に属する「騒音レベル別住居等戸数」を面的評価支援システムにより集計し、帳票に整理する。

また、交差点部において、複数の評価区間に属する建物については、評価区間ごとに算出された「建物ごとの距離帯別騒音レベルの推定結果」を合成し、建物のユニーク化を行って、帳票に整理する。

なお、2つの評価区間に属する建物のうち、近接空間と非近接空間の両方に属する場合には、近接空間に属するものとする。さらに、大規模な集合住宅については、建物を距離帯別に区分し、距離帯別に近接空間または非近接空間を設定して各々に属する「騒音レベル別住居等戸数」を集計する。

c) 環境基準超過住居戸数及び割合の算出

「建物・近接/非近接空間、地域類型別騒音レベル別住居等戸数集」の結果：「騒音レベル別住居等戸数」を基に、評価区間ごとの環境基準超過住居戸数及び割合を面的評価支援システムにて算出し、帳票に整理する。

なお、環境基準超過戸数のうち、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」による防音助成対象の建物等は、「屋内に透過する騒音に係る環境基準」をすでに満足しているものと見なし、環境基準超過戸数から除く。

⑤ 常時監視フォーマット作成

自動車騒音常時監視結果報告（環境省水・大気環境局自動車環境対策課）を作成する。

⑥ 一括表示用レイヤ作成

推計結果より、一括表示させるレイヤ（騒音暴露状況・環境基準達成状況・騒音レベル等高線図・騒音レベル減衰横断断面図等）を作成する。

6 報告書作成

(1) 業務報告書

- ① 評価方法及び評価結果等を取りまとめた報告書を作成する。
- ② 道路交通騒音等の現地調査結果を取りまとめた報告書を作成する。

(2) 環境省提出用の報告書

自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局自動車環境対策課）に

に基づき、環境省提出用の常時監視フォーマット、環境GISフォーマットを作成する。

(3) 実施計画の見直し・策定

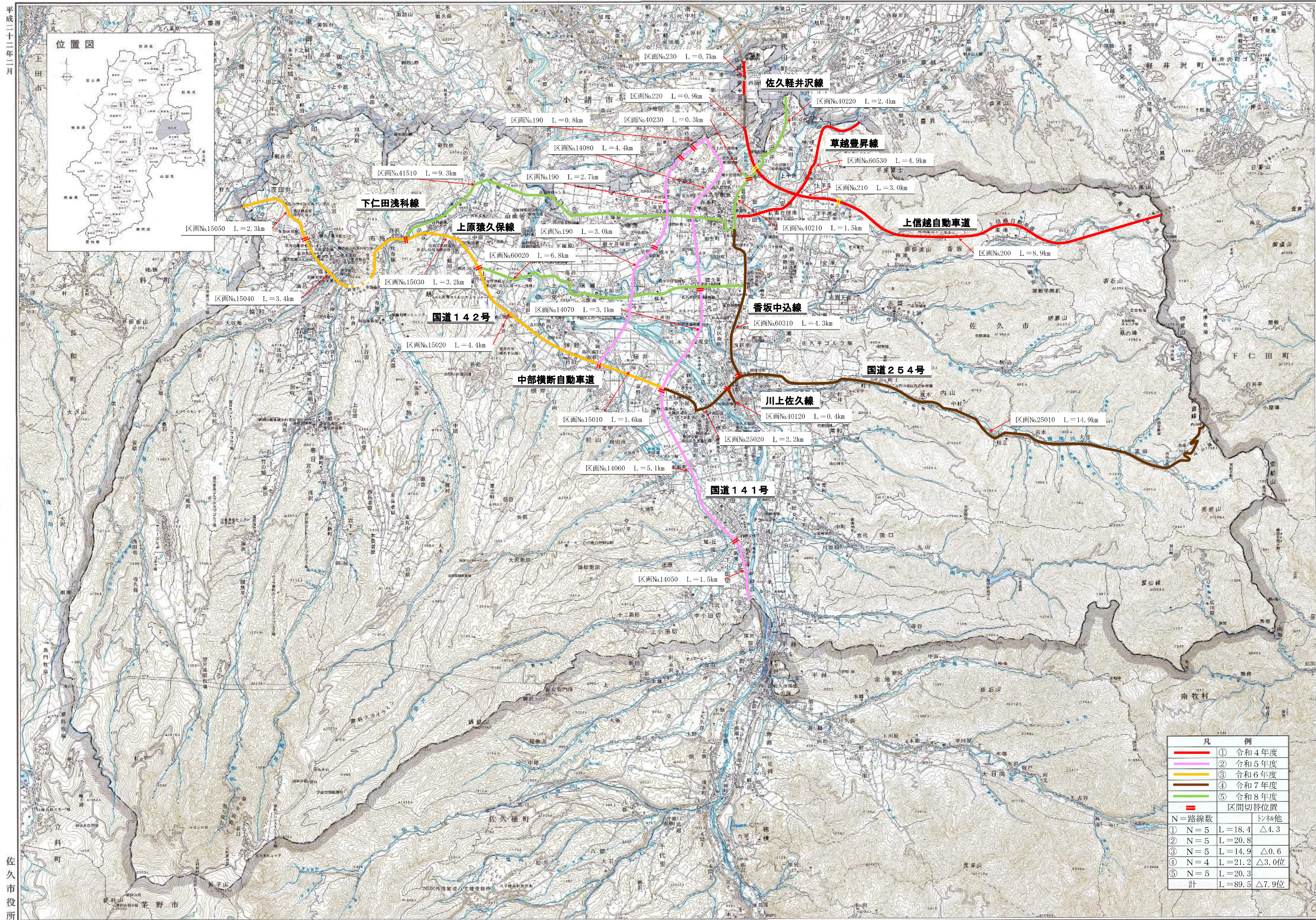
自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局自動車環境対策課）に基づき、環境省提出用の見直しを実施する。見直しは、面的評価結果を踏まえ、市と協議の上、実施する。

7 成果品

名称	備考	提出様式	部数
I 報告書	自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）の様式に準ずる	A4	1 部
1 本編			
(1)業務報告書			
①面的評価報告書			
②現地調査報告書			
2 資料編			
(1)自動車騒音監視報告書			
①常時監視フォーマット			
②実施計画			
③詳細図（騒音測定地点の平面図・横断図）			
II 環境省報告書	自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）の様式に準ずる	CD・ROM	一式
1 自動車騒音常時監視結果報告			
(1)常時監視フォーマット			
(2)実施計画様式			
(3)GIS データファイル			
(4)詳細図（騒音測定地底の平面図・横断図）			
III システム	面的評価支援システムに登録したオブジェクト・データ	CD・ROM	一式
1 オブジェクト・データベース			
2 Z-map-TOWN II 佐久市住宅地図			

佐久市全図

平成二十二年二月



佐久市役所

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 基21開地、第203号)

1 : 50,000

長野県長野市殿町1618 村やきビル ☎ 026 (235) 3664 (株)中央ジオマチックス

凡 例		
	①	令和4年度
	②	令和5年度
	③	令和6年度
	④	令和7年度
	⑤	令和8年度
	区間切替位置	
N=路線数	1/初他	
① N=5	L=18.4	△4.3
② N=5	L=20.8	
③ N=5	L=14.9	△0.6
④ N=4	L=21.2	△3.0位
⑤ N=5	L=20.3	
計	L=89.5	△7.9位

様式第1号(第7条関係)

事後審査型一般競争入札参加申請書

年 月 日

(申請先)佐久市長

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱の規定に基づき、下記の工事(業務)に係る事後審査型一般競争入札に参加したいので、申請します。

記

1 参加を希望する競争入札

工事(業務)名	令和 年度 自動車騒音常時監視に係る騒音調査及び面的評価業務
工事(業務)箇所名	佐久軽井沢線他
公 告 番 号	佐久市公告第 号

2 添付書類

・誓約書

連絡先	電話番号	
	FAX 番号	
	担当者名	
	Eメール	

(注1): 開札後、落札候補者に入札参加資格確認書の提出を求めます。

誓 約 書

下記の資格要件について、事実と相違ないことを誓約します。

(誓約先) 佐久市長

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

記

- 1 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項又は佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 3 条第 1 項の規定に該当しません。
- 2 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）第 4 条第 3 項第 1 号及び第 4 項の規定に該当しません。

様式第2号(第10条関係)

事後審査型一般競争入札参加資格確認書

年 月 日

(申請先)佐久市長

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名



下記業務の事後審査型一般競争入札に関して、確認書類を添えて、入札参加資格確認の申請をします。

なお、本確認書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事(業務)名等

工事(業務)名	令和 年度 自動車騒音常時監視に係る騒音調査及び面的評価業務
工事(業務)箇所名	佐久軽井沢線他
公 告 番 号	佐久市公告第 号

2 添付書類(提出書類に✓をしてください。)

- ☐ 業務実績表(業務実績を証明できる契約書、業務内容及び業務完了が確認できる書類の写しを添付)
- ☐ 計量証明事業(音圧レベル)の登録を証する書類
- ☐ 環境測量士(騒音・振動)資格を有する書類
- ☐ 環境測量士(騒音・振動)の雇用関係を証する書類

業 務 実 績 表

商号又は名称：

業 務 名	
業 務 箇 所	
発 注 者 名	
発 注 者 住 所	
請 負 金 額	円
業 務 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
備 考 (業務概要を記載 してください。)	

※入札参加資格要件（５）が確認できる実績を記載して下さい。

※業務実績を証明する契約書、業務完了及び業務内容が確認できる書類の写しを添付してください。

様式第4号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

佐久市長 印
(発注部(局・支所)課等名)

入札参加資格審査結果通知書

年 月 日付けで提出のあった事後審査型一般競争入札参加資格確認書を審査した結果、競争入札参加資格がないと認められたので、あなたの行った入札は無効となりますのでお知らせします。

記

工事(業務)名	令和 年度 自動車騒音常時監視に係る騒音調査及び面的評価業務
工事(業務)箇所名	佐久軽井沢線他
入 札 日	令和 年 月 日
競争入札参加資格がないと認めた理由	

※競争入札参加資格がないと認められた理由の説明を求める場合は、競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書(様式第5号)により令和 年 月 日までに発注課等へ提出してください。

様式第5号(第12条関係)

競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書

年 月 日

(申請先)佐久市長

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印

年 月 日付け 第 号で通知があった入札参加資格審査結果通知書で下記工事
(業務)の競争入札参加資格がないとされた理由について、下記事由により説明を求めます。

記

工事(業務)名	令和 年度 自動車騒音常時監視に係る騒音調査及び面的評価業務
工事(業務) 箇所名	佐久軽井沢線他
事 由	

事後審査型一般競争入札 質問書

年 月 日

(申請先) 佐久市長
(発注課：環境部環境政策課)

質 問 者	商号又は名称	
	代表者氏名	印
	担当者氏名	
	連 絡 先	TEL — —

工 事 (業 務) 名	令和 年度 自動車騒音常時監視に係る騒音調査及び面的評価業務
工事 (業務) 箇所	佐久軽井沢線他

上記工事 (業務) の設計図書等について、次のとおり質問します。

質 問 内 容

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱(平成20年告示第68号)の規定による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則(平成17年規則第39号)第105条の規定により公告する。

令和8年7月29日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象業務

業 務 名 (発 注 課)	令和8年度 地下水水質検査業務 (環境部 環境政策課)
業 務 箇 所	佐久市内井戸60箇所
業 務 概 要	市内を1 km毎メッシュ図として区切り、井戸のある60区画を対象として、地下水の水質検査を実施し汚染の監視を行う。
履 行 期 間	契約締結日から令和8年12月25日まで

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を入札公告日から落札決定日まで全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は佐久市財務規則(平成17年規則第39号)第103条第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項第1号及び第4項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 佐久市物品購入等入札(見積)参加登録者名簿のその他の業務 1・17 検査測定業務に登録がある、長野県内に本店又は支店・営業所等を有する業者。
- (4) 国又は地方公共団体が発注する、同種業務の履行実績(入札公告日現在において完了しているもの(過去5年間)に限る。)を有すること。
- (5) 水道法(昭和32年法律第177号)に基づく登録を受けた水質検査機関において、「長野県を区域としている機関」の登録があること。

3 入札の日程等

入札手続き等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年7月29日(水)から入札日まで	・市ホームページへの掲載、佐久市環境部環境政策課(本庁3階)
入札参加申請受付	令和8年7月29日(水)から令和8年8月 5日(水)まで (最終日は午後5時15分まで)	・提出書類は、「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号)」原本・副本各1部、「誓約書」1部とする。 ・佐久市環境部環境政策課(本庁3階)へ持参により提出のこと。
設計図書等の入手	令和8年7月29日(水)から入札日まで	・市ホームページよりダウンロードすること。
設計図書に関する質問受付	令和8年7月29日(水)から令和8年8月 5日(水)まで (最終日は午後5時15分まで)	・質問書様式は、市ホームページよりダウンロードすること(質問内容がわかるよう具体的に記載すること。) ・佐久市環境部環境政策課へ持参又はメールにより提出すること(郵送不可)。

質問回答の期日・方法	令和8年8月 6日(木)以降	・佐久市環境部環境政策課より市ホームページにて回答する。
入札開札日時・場所	令和8年8月20日(木) 午後2時30分から(郵送不可)	・佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等	・予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は、入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌開庁日)に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格要件を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌開庁日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しEメールの方法により連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書(様式第4号)により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(閉庁時の場合はその翌開庁日)以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書(様式第5号)により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。	
入札参加資格確認申請書提出について(落札候補者)	・提出書類は、「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」、「業務実績表」(業務実績を証明できる契約書、業務内容及び業務完了が確認できる書類の写しを添付※過去5年以内)とする。 ・落札候補者として決定された日の翌日(閉庁時の場合はその翌日)までに提出すること。なお、持参又は郵送により提出するものとし、郵送の場合は必着とする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないとき、当該入札者の行った入札は、無効とする。 提出場所: 佐久市環境部環境政策課(佐久市役所3階)	
入札結果の公表	・佐久市企画部契約課において閲覧にて公表する(契約日以降)。	

4 入札事項等

入札事項	・入札回数は、2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は、2回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること。なお、全ての応札入者は、本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入札保証金	・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	・契約請負金額の10分の1の金銭的保証
前払金	・適用なし
中間前払金	・適用なし
部分払金	・適用あり(佐久市財務規則第138条の規定による。)

5 その他の事項

- ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札の心得を熟読の上、ご参加ください。
- ・請負者は、下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支所若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

6 担当部課(問合せ先)

公告及び業務の内容	佐久市 環境部 環境政策課 (長野県佐久市中込3056) TEL 0267-62-2917(直通) FAX 0267-62-2289 E メール kankyoseisaku@city.saku.nagano.jp
-----------	---

令和8年度

地 下 水 水 質 検 査 業 務

仕様書

佐久市

環境部 環境政策課

I 一般事項

1 目的

市内を1km毎メッシュ図として区切り、井戸のある60区画を対象として、地下水の水質検査を実施し汚染の監視を行う。

2 履行期限

契約締結日から令和8年12月25日まで

3 業務内容

受託者は、佐久市の指示に基づき、特記事項の内容を行う。

4 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号）
- (2) 水質基準に関する省令（平成15年5月30日号外厚生労働省令第101号）
- (3) 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年7月22日号外厚生労働省告示第261号）
- (4) その他関係法令等

5 貸与資料など

本業務遂行に当たり、準備すべき資料と市が受託者に貸与する資料は次のとおりとする。

- (1) 井戸水採取箇所の関係書類
- (2) その他業務遂行上必要と認められる資料

6 成果品の帰属

本業務で得た全ての成果品は、佐久市に帰属するものとし、市の許可を得ずに第三者に貸与及び公表してはならない。

7 現場責任者

受託者は、本業務における現場責任者を定め、市に届け出るものとする。

現場責任者は、本業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、市に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 現場責任者届
- (3) 工程表
- (4) 業務完了届
- (5) その他必要書類

9 打ち合わせ等

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、現場責任者は市と常に綿密な連絡をとり業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、相互に確認しなければならない。
- (2) 現場責任者は、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに市と協議するものとする。

10 土地への立ち入り

- (1) 受託者は、本業務を実施するため、国有地、公有地に立ち入る場合には、市と十分な協議を行い、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。
- (2) 受託者は、本業務を実施するため、他人の植物を伐採し、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、本業務の概要を説明し、所有者又は管理者の承諾を得るようにするものとする。なお、受託者は立入に関する一切の責任を負うものとする。

11 成果品の提出

- (1) 受託者は、本業務が完了したときは、本仕様書に示す成果品を速やかに提出し、市の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、市の指示する場合には、履行期間中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

12 検査

- (1) 受託者は、業務完了報告書を提出する際には、契約図書に義務付けられた資料の整備をすべて完了し、市に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、市の立会いの下に、次の検査を受けるものとする。
 - ア 成果品の検査
 - イ 業務等管理状況の検査
- (3) 成果品等に欠陥が発見された場合、受託者は、直ちに修補を行わなければならない。

13 契約変更

市は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 契約料に変更が生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 市と受託者が協議し、業務施行上必要があると認められる場合

14 一時中止

次の各号に該当する場合において、市は、受託者に必要と認める期間、業務の一部又は全部を一時中止させることができる。

- (1) 第三者の土地への立入許可が得られない場合
- (2) 関連する他の業務が遅れたため、業務の続行が不適當となった場合
- (3) 環境問題等の発生により、業務の続行が不適當又は不可能となった場合
- (4) 天災等により業務対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 安全確保上必要があると認めた場合

15 守秘義務

受託者は、業務上知りえた事項を漏らしてはならない。

16 その他

- (1) 調査等に当たっては、適切な危険防止の措置を講ずるとともに、近隣住民に迷惑とならないように十分配慮すること。
- (2) 公序良俗に反する行為を行わないこと。

Ⅱ 特記事項

1 実施箇所

佐久市内井戸 6 0 箇所（位置図参照）

2 実施内容

（１）井戸水（検査物質）の採取

（２）井戸水の水質検査

ア 水質検査項目（１井戸につき、以下 2 4 項目）

検 査 項 目		
一般細菌	大腸菌	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
塩化物イオン	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	p H 値
味	臭気	色度
濁度	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
カドミウム及びその化合物	水銀及びその化合物	鉛及びその化合物
六価クロム化合物	鉄及びその化合物	マンガン及びその化合物
シアン化物イオン及び塩化シアン	カルシウム、マグネシウム等（全硬度）	シマジン
チオベンカルブ	1,1,1 - トリクロロエタン	電気伝導率

イ 基準値等及び試験方法

・試験方法及び成績表示は「水道法の水質基準に関する厚生労働省令に定める方法」により、また、これに定めのない試験項目については、「上水試験方法（日本水道協会2011年版）」等による。

3 業務回数

各箇所 1 回

4 成 果 品

（１）検査結果報告書

（２）検査結果考察

（３）検査結果一覧表

（４）各井戸個別の検査結果報告書

※上記を紙ベース（ファイル形式）及び電子データ（ＣＤ）にて提出すること、電子データはExcelファイルで作成すること。

5 留意事項

（１）井戸所有者への井戸水採取の承諾については、市が行うものとする。

- (2) 井戸所有者が諸事情により、変更になる場合は、市の指示により、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

様式第1号(第7条関係)

事後審査型一般競争入札参加申請書

年 月 日

(申請先)佐久市長

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱の規定に基づき、下記の工事(業務)に係る事後審査型一般競争入札に参加したいので、申請します。

記

1 参加を希望する競争入札

工事(業務)名	令和 年度 地下水水質検査業務
工事(業務)箇所名	佐久市内井戸60箇所
公 告 番 号	佐久市公告第 号

2 添付書類

・誓約書

連絡先	電話番号	
	FAX 番号	
	担当者名	
	Eメール	

(注1): 開札後、落札候補者に入札参加資格確認書の提出を求めます。

誓 約 書

下記の資格要件について、事実と相違ないことを誓約します。

(誓約先) 佐久市長

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第103条第1項の規定に該当しません。
- 2 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）第4条第3項第1号及び第4項の規定に該当しません。

様式第2号(第10条関係)

事後審査型一般競争入札参加資格確認書

年 月 日

(申請先)佐久市長

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

下記業務の事後審査型一般競争入札に関して、確認書類を添えて、入札参加資格確認の申請をします。

なお、本確認書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事(業務)名等

工事(業務)名	令和 年度 地下水水質検査業務
工事(業務)箇所名	佐久市内井戸60箇所
公 告 番 号	佐久市公告第 号

2 添付書類(提出書類に✓をしてください。)

☐業務実績表(業務実績を証明できる契約書、業務内容及び業務完了が確認できる書類の写しを添付※過去5年以内)

業 務 実 績 表

商号又は名称：

業 務 名	
業 務 箇 所	
発 注 者 名	
発 注 者 住 所	
請 負 金 額	円
業 務 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
備 考 (業務概要を記載 してください。)	

※入札参加資格要件（４）が確認できる実績を記載して下さい。

※業務実績を証明する契約書、業務完了及び業務内容が確認できる書類の写しを添付してください。

様式第4号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

佐久市長 印
(発注部(局・支所)課等名)

入札参加資格審査結果通知書

年 月 日付けで提出のあった事後審査型一般競争入札参加資格確認書を審査した結果、競争入札参加資格がないと認められたので、あなたの行った入札は無効となりますのでお知らせします。

記

工事(業務)名	令和 年度 地下水水質検査業務
工事(業務)箇所名	佐久市内井戸60箇所
入 札 日	令和 年 月 日
競争入札参加資格がないと認めた理由	

※競争入札参加資格がないと認められた理由の説明を求める場合は、競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書(様式第5号)により令和 年 月 日までに発注課等へ提出してください。

様式第5号(第12条関係)

競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書

年 月 日

(申請先)佐久市長

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 ㊟

年 月 日付け 第 号で通知があった入札参加資格審査結果通知書で下記工事(業務)の競争入札参加資格がないとされた理由について、下記事由により説明を求めます。

記

工事(業務)名	令和 年度 地下水水質検査業務
工事(業務)箇所名	佐久市内井戸60箇所
事 由	

事後審査型一般競争入札 質問書

年 月 日

(申請先) 佐久市長
(発注課：環境部環境政策課)

質 問 者	商号又は名称	
	代表者氏名	印
	担当者氏名	
	連 絡 先	TEL — —

工 事 名	令和 年度 地下水水質検査業務
工 事 箇 所	佐久市内井戸60箇所

上記工事の設計図書等について、次のとおり質問します。

質 問 内 容

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱(平成20年告示第68号)の規定による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則(平成17年規則第39号)第105条の規定により公告する。

令和8年7月29日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象業務

業 務 名 (発 注 課)	令和8年度 大気観測窒素酸化物汚染調査業務 (環境部 環境政策課)
業 務 箇 所	佐久市内87箇所
業 務 概 要	大気中に存在する有害物質(窒素酸化物、硫黄酸化物、微小粒子状物質 PM2.5 等)の中で、主な原因である二酸化窒素を対象として、大気質が環境基準値内であるかを調査する。
履 行 期 間	契約締結日から令和9年2月26日まで

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を入札公告日から落札決定日まで全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は佐久市財務規則(平成17年規則第39号)第103条第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項第1号及び第4項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 佐久市物品購入等入札(見積)参加登録者名簿のその他業務1・17検査測定業務に登録があり、長野県内に本店又は支店・営業所等を有する業者。
- (4) 長野県計量検定所の計量証明事業者(事業区分:濃度、大気)の登録があること。
- (5) 国又は地方公共団体が発注する、同種業務の履行実績(入札公告日現在において完了しているもの(過去5年間)に限る。)を有すること。

3 入札の日程等

入札手続き等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年7月29日(水)から 入札日まで	・市ホームページへの掲載、佐久市環境部環境政策課(本庁3階)
入札参加申請受付	令和8年7月29日(水)から 令和8年8月 5日(水)まで (最終日は午後5時15分まで)	・提出書類は、「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号)」原本・副本各1部、「誓約書」1部とする。 ・佐久市環境部環境政策課(本庁3階)へ持参により提出すること。
設計図書等の入手	令和8年7月29日(水)から 入札日まで	・市ホームページよりダウンロードすること。
設計図書に関する質問受付	令和8年7月29日(水)から 令和8年8月 5日(水)まで (最終日は午後5時15分まで)	・質問書様式は、市ホームページよりダウンロードすること (質問内容がわかるよう具体的に記載すること。) ・佐久市環境部環境政策課へ持参又はメールにより提出すること。

質問回答の期日・方法	令和8年8月 6日(木)以降	・佐久市環境部環境政策課より市ホームページにて回答する。
入札開札日時・場所	令和8年8月20日(木) 午後3時00分から(郵送不可)	・佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等	・予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は、入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌開庁日)に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格要件を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌開庁日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しEメールの方法により連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書(様式第4号)により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(閉庁時の場合はその翌開庁日)以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書(様式第5号)により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。	
入札参加資格確認申請書提出について(落札候補者)	・提出書類は、「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」、「業務実績表」(業務実績を証明できる契約書、業務内容及び業務完了が確認できる書類の写しを添付)とする。 ・落札候補者として決定された日の翌日(閉庁時の場合はその翌開庁日)までに提出すること。なお、持参又は郵送により提出するものとし、郵送の場合は必着とする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないとき、当該入札者の行った入札は、無効とする。 提出場所: 佐久市環境部環境政策課(佐久市役所3階)	
入札結果の公表	・佐久市企画部契約課において閲覧にて公表する(契約日以降)。	

4 入札事項等

入札事項	・入札回数は、2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は、2回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること。なお、全ての応札入者は、本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入札保証金	・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	・契約請負金額の10分の1の金銭的保証
前払金	・適用なし
中間前払金	・適用なし
部分払金	・適用あり(佐久市財務規則第138条の規定による。)

5 その他の事項

- ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札の心得を熟読の上、ご参加ください。
- ・請負者は、下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支所若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

6 担当部課(問合せ先)

公告及び業務の内容	佐久市 環境部 環境政策課 (長野県佐久市中込3056) TEL 0267-62-2917(直通) FAX 0267-62-2289 E メール kankyoseisaku@city.saku.nagano.jp
-----------	---

令和8年度

大気観測窒素酸化物汚染調査業務

仕様書

佐久市

環境部 環境政策課

I 一般事項

1 目的

大気汚染の主な原因である、自動車からの排気ガスや事業活動からのばい煙等の大気質については、生活環境を保全するため、大気汚染の原因となる物質毎に「環境基本法」に基づく環境基準が定められている。佐久市では、窒素酸化物を対象として市内 87カ所の調査を行い、大気質が環境基準値内であるか確認する。

2 履行期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

3 業務内容

受託者は、佐久市の指示に基づき、Ⅱ特記事項の内容を行う。

4 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）
- (2) 大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）
- (3) 大気汚染に係る環境基準（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号）
- (4) その他関係法令等

5 貸与資料

本業務遂行にあたり、市は、受託者に過去の調査結果表を貸与する。

6 成果品の帰属

本業務で得た全ての成果品は、佐久市に帰属するものとし、市の許可を得ずに第三者に貸与及び公表してはならない。

7 現場責任者

- (1) 受託者は、本業務における現場責任者を定め、市に届け出るものとする。
- (2) 現場責任者は、本業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、市に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 現場責任者・現場代理人届
- (3) 主任技術者専任届
- (4) 工程表
- (5) 業務完了届
- (6) その他必要書類

9 打ち合わせ等

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者は、市と常に綿密な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、相互に確認しなければならない。
- (2) 主任技術者は、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、直ちに市と協議するものとする。

10 土地への立ち入り

- (1) 受託者は、本業務を実施するため、国有地、公有地に立ち入る場合には、市と十分な協議を行い、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。
- (2) 受託者は、本業務を実施するため、他人の植物を伐採又は、土地若しくは工作物を一時使用するときは、本業務の概要を説明し、所有者又は管理者の承諾を得るようにするものとする。なお、受託者は立入りに関する一切の責任を負うものとする。

11 成果品の提出

- (1) 受託者は、本業務が完了したときは、本仕様書に示す成果品を速やかに提出し、市の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、市が指示する場合には、履行期間中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

12 検査

- (1) 受託者は、業務完了届を提出する際には、契約図書に義務付けられた資料の整備をすべて完了し、市に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、市の立会いの下に次の検査を受けるものとする。
 - ア 成果品の検査
 - イ 業務等管理状況の検査
- (3) 成果品等に欠陥が発見された場合、受託者は直ちに修補を行わなければならない。

13 契約変更

市は次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 契約料に変更が生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 市と受託者が協議し、業務施行上必要があると認められる場合

14 一時中止

次の各号に該当する場合において、市は受託者に必要と認める期間、業務の一部又は全部を一時中止させることができる。

- (1) 第三者の土地への立入許可が得られない場合
- (2) 関連する他の業務が遅れたため、業務の続行が不適當となった場合
- (3) 環境問題等の発生により、業務の続行が不適當又は不可能となった場合
- (4) 天災等により業務対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 安全確保上必要があると認めた場合

15 守秘義務

受託者は、業務上知りえた事項を漏らしてはならない。

16 その他

- (1) 調査等にあたっては、適切な危険防止の措置を講ずるとともに、近隣住民に迷惑とならないように十分配慮すること。
- (2) 公序良俗に反する行為を行わないこと。

Ⅱ 特記事項

1 実施箇所

佐久市内 8 7 箇所（別紙参照）

2 検査項目

二酸化窒素（ NO_2 ）

3 測定方法

簡易測定法（「大気汚染に係る環境基準」に準ずる） NO_2 捕集装置を午前中に設置し、翌日同時間に回収（設置及び回収が平日に完了すること）

4 測定回数

各箇所 1 回（2 4 時間測定）

5 成果品

- （1）「大気汚染に係る環境基準」における基準値及び市が提供する過去の測定結果を用いた考察を加えること。
- （2）紙ベース（ファイル形式）及び電子データ（CD）にて、提出すること。
- （3）電子データはExcelファイルで作成すること。



大気観測室素酸化物汚染調査業務実施箇所

No	地点名
1	和泉屋製菓工場前交差点
2	長土呂交差点
3	住吉町西交差点
4	佐久警察署入口交差点
5	子ども未来館前交差点
6	住吉町交差点
7	岩村田本町交差点
8	相生町南交差点
9	猿久保交差点
10	佐久市役所付近西側交差点
11	昭和電機産業付近交差点
12	駒場公園入口交差点
13	総合体育館前交差点
14	中込中央区交差点
15	中込原南交差点
16	三家入口交差点
17	中込交差点
18	佐久大橋交差点
19	野沢本町交差点
20	中込郵便局前交差点
21	中込富岡踏切付近
22	中込橋場交差点
23	野沢橋南詰交差点
24	野沢田町交差点
25	取出町相生交差点
26	取出町交差点
27	跡部交差点
28	野沢西交差点
29	本新町交差点
30	コトヒラ工業佐久工場付近
31	常田入口交差点
32	浅間中学西交差点
33	横和交差点
34	三河田工業団地交差点
35	平井入口交差点
36	岩村田北1丁目佐久長聖中学校付近
37	横根区島原集会場付近交差点
38	小田井南交差点
39	下平尾区溪徳寺交差点付近
40	安原神津石材店資材置き場付近交差点
41	県道香坂中込線香坂西地入口付近
42	県道香坂中込線香坂東地入口付近
43	香坂東地上信越自動車道付近
44	平賀交差点

No	地点名
45	内山松井橋付近
46	内山町上エルアンドエムオート付近
47	内山相立橋付近
48	内山大月集会場入口付近
49	内山黒田入口付近
50	内山大橋東側ドライブイン付近
51	上平尾大久保橋付近
52	佐久 I C 西交差点
53	佐久 I C 入口交差点
54	長土呂東交差点
55	佐久郵便局前交差点
56	石神交差点
57	片貝新橋付近
58	美里交差点
59	あさま薬局付近交差点
60	臼田中学校入口交差点
61	五稜郭であいの館付近
62	下越第3公会場付近交差点
63	交通機動隊前交差点
64	入沢集会所入口交差点付近
65	切原小入口交差点
66	塩名田交差点
67	八幡西交差点
68	浅科温泉交差点
69	上原交差点
70	上原南交差点
71	布施温泉入口交差点
72	望月支所付近交差点
73	協和交差点
74	大谷地農村生活協同館付近
75	春日小学校入口交差点
76	平塚区中佐都郵便局南交差点
77	下平入口交差点
78	下小田切交差点
79	北耕地交差点
80	百沢東交差点
81	佐久北 I C 入口交差点
82	佐久中佐都 I C 入口交差点
83	佐久南 I C 入口交差点
84	赤岩橋東交差点
85	佐久平浅間小学校前交差点
86	近津神社南交差点
87	佐久臼田 I C 入口交差点

様式第1号(第7条関係)

事後審査型一般競争入札参加申請書

年 月 日

(申請先)佐久市長

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱の規定に基づき、下記の工事(業務)に係る事後審査型一般競争入札に参加したいので、申請します。

記

1 参加を希望する競争入札

工事(業務)名	令和 年度 大気観測窒素酸化物汚染調査業務
工事(業務)箇所名	佐久市内87箇所
公 告 番 号	佐久市公告第 号

2 添付書類

・誓約書

連絡先	電話番号	
	FAX 番号	
	担当者名	
	Eメール	

(注1): 開札後、落札候補者に入札参加資格確認書の提出を求めます。

誓 約 書

下記の資格要件について、事実と相違ないことを誓約します。

(誓約先) 佐久市長

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第103条第1項の規定に該当しません。
- 2 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）第4条第3項第1号及び第4項の規定に該当しません。

様式第2号(第10条関係)

事後審査型一般競争入札参加資格確認書

年 月 日

(申請先)佐久市長

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

下記業務の事後審査型一般競争入札に関して、確認書類を添えて、入札参加資格確認の申請をします。

なお、本確認書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事(業務)名等

工事(業務)名	令和 年度 大気観測窒素酸化物汚染調査業務
工事(業務)箇所名	佐久市内87箇所
公 告 番 号	佐久市公告第 号

2 添付書類(提出書類に✓をしてください。)

☐業務実績表(業務実績を証明できる契約書、業務内容及び業務完了が確認できる書類の写しを添付※過去5年以内)

業 務 実 績 表

商号又は名称：

業 務 名	
業 務 箇 所	
発 注 者 名	
発 注 者 住 所	
請 負 金 額	円
業 務 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
備 考 (業務概要を記載 してください。)	

※入札参加資格要件（５）が確認できる実績を記載して下さい。

※業務実績を証明する契約書、業務完了及び業務内容が確認できる書類の写しを添付してください。

様式第4号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

佐久市長 印
(発注部(局・支所)課等名)

入札参加資格審査結果通知書

年 月 日付けで提出のあった事後審査型一般競争入札参加資格確認書を審査した結果、競争入札参加資格がないと認められたので、あなたの行った入札は無効となりますのでお知らせします。

記

工事(業務)名	令和 年度 大気観測窒素酸化物汚染調査業務
工事(業務)箇所名	佐久市内87箇所
入 札 日	令和 年 月 日
競争入札参加資格がないと認めた理由	

※競争入札参加資格がないと認められた理由の説明を求める場合は、競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書(様式第5号)により令和 年 月 日までに発注課等へ提出してください。

様式第5号(第12条関係)

競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書

年 月 日

(申請先)佐久市長

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 ㊟

年 月 日付け 第 号で通知があった入札参加資格審査結果通知書で下記工事
(業務)の競争入札参加資格がないとされた理由について、下記事由により説明を求めます。

記

工事(業務)名	令和 年度 大気観測窒素酸化物汚染調査業務
工事(業務) 箇所名	佐久市内87箇所
事 由	

事後審査型一般競争入札 質問書

年 月 日

(申請先) 佐久市長
(発注課：環境部環境政策課)

質 問 者	商号又は名称	
	代表者氏名	印
	担当者氏名	
	連 絡 先	TEL — —

工 事 名	令和 年度 大気観測窒素酸化物汚染調査業務
工 事 箇 所	佐久市内87箇所

上記工事の設計図書等について、次のとおり質問します。

質 問 内 容